

通信機器産業健康保険組合が保有する 個人情報の利用目的の公表について

通信機器産業健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドライン等において、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という。）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、年金額支払通知書の写し、住民票、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分します。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、

給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。

- ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡する場合があります。
- ・ 「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを「株式会社イセト」へ渡し、被扶養者再確認の調書の作成を委託しています。
- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先を確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- ・ 「マスター」の管理及び健康保険業務システム開発を「株式会社NTTデータ」に委託しています。

2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
- ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
- ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
- ・ レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養費付加金、家族療養費付加金）の支給申請書を作成します。

- ・ 「柔道整復施術療養費支給申請書」を「ガリバー・インターナショナル株式会社」に渡し、柔道整復に係る療養費の点検業務及びその付帯業務を委託しています。
- ・ 「海外療養費支給申請書」及びそれに付随する必要書類を「株式会社大正オーディット」に渡し、日本における診療報酬明細書の起票を委託しています。

3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。

- ・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- ・ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- ・ レセプトデータ及び「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、続柄などを「株式会社JMDC」に渡し、健康情報ポータルサイト（PepUp）を活用して、被保険者に医療費通知を行います。
- ・ 医療費適正化対策のため、レセプトデータ及び「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、生年月日を「株式会社大正オーディット」に渡し、点検業務を委託しています。
- ・ 医療費適正化対策のため、レセプトデータを「株式会社JMDC」に渡し、医療費分析を行います。
- ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患

者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。

- ・ 健保連が実施する高額医療交付の共同事業に申請するため、レセプトコピーをデータ化したものを、専用システムでオンライン申請（レセプトコピー等は健保連・高額医療グループに送付）し、医療費の助成を受けます。
- ・ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報消した上で、教材として用いることがあります。

4 疾病予防については、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 健診受診申込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを次の契約健診機関に渡し、健診実施に利用します。
 - ・ 通信機器産業健康保険組合契約健診機関
 - ・ 一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会契約健診機関
 - ・ 健康保険組合連合会契約健診機関
 - ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構契約健診機関
- ・ 人間ドック及び補助金支給にかかる健診結果を「一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会」に委託し入力します。
- ・ 結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診契約機関から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。
- ・ 健診結果データ及び「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、住所データを次の契約機関に渡し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に用います。
 - ・ 一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会契約健診機関
 - ・ 株式会社 J M D C

5 その他保健事業の実施について

- ・ レセプトデータ、健診データ及び「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、生年月日、住所などを「株式会社 J M D C」に渡し、組合の医療費・健診結果の分析、保健事業を計画するための課題分析や効果検証等のデータ分析を委託し実施します。合わせてレセプト・健診データ分析により、重症化予防の受診勧奨、ジェネリック医薬品利用促進通知、事業所別健康レポートの作成を実施します。
- ・ レセプトデータ、健診データ及び「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、生年月日、住所などを「株式会社 J M D C」に渡し、健康情報ポータルサイト (PepUp)

を活用して加入者の健康意識高揚に向けた健康情報などの提供を行います。合わせて健康情報ポータルサイト（PepUp）を活用した健康イベント、ウォーキングラリーを実施し、参加者の健康増進効果検証及び参加者への賞品の送付を行います。

- ・ 契約保養所利用者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、性別、住所データ、加入の有無を契約保養施設に渡し、施設利用申込みに利用します。
- ・ 「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラムの利用券申込書」に基づき、保険証の記号番号、氏名を利用券配付者の決定、利用券の送付に利用します。
- ・ ファミリーハイク等、当組合主催のイベントで「マスター」の保険証の記号番号、氏名、加入の有無を参加者の決定に利用します。
- ・ 組合主催のイベント参加者の写真を機関紙に掲載することがあります。

6 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。
- ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・ 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会、その他個別の業務連絡などに用います。

7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

8 オンライン資格確認等システムの利用について

当組合はオンライン資格確認等システムを導入しています。

- ・ オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のため、審査支払機関へ加入者情報を提供します。

- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のため、審査支払機関へ再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供をします。
- ・他機関の事務執行のため、オンライン資格確認等システムに当組合の被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録を行います。
- ・当組合の事務執行のため、オンライン資格確認等システムを利用し、他機関より特定健診データの提供を受けます。

9 個人情報の保存管理、廃棄等について

当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- (1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

- (2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者「株式会社日本パープル」に委託し、粉碎処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにし、廃棄又はリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。